

平成25年 2月22日 招集

平成25年門真市教育委員会第2回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第2回定例会
 平成25年2月22日（金）午後1時30分
 第2別館(教育委員会)3階 第1会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第1号	附属機関に関する条例の全部改正の申出について	1
第4	議案第2号	門真市立門真市民プラザ条例の一部改正の申出について	8
第5	議案第3号	平成24年度教育費補正予算の見積り申出について	11
第6	議案第4号	平成25年度教育費当初予算の見積り申出について	16
第7		諸報告	26

議案第 1 号

附属機関に関する条例の全部改正の申出について

附属機関に関する条例（昭和33年条例第6号）の全部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年2月22日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、これまで要綱等で設置していた委員会等を附属機関に移行するとともに、附属機関の委員の報酬額を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例

附属機関に関する条例（昭和33年条例第6号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

（委任）

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
〳 略	〳 略	〳 略	〳 略
		特定の資格又は高度な知識、経験、技能若しくは技術をもって従事する職員	日30,000円を超えない範囲内で市長が定める額
		退職手当審査会委員	略
		〳 略	〳 略
教育委員会指定管理者	日 8,400円		

改正後		改正前	
候補者選定委員会委員			
教育委員会点検・評価 検討委員会委員	日 8,400円		
英語教育活動事業委託 事業者選定委員会委員	日 8,400円		
義務教育諸学校教科用 図書選定委員会委員	日 8,400円		
子ども英会話講座事業 委託事業者選定委員会 委員	日 8,400円		
生涯学習推進基本計画 策定委員会委員	日 8,400円		
中学生海外派遣研修事 業委託事業者選定委員 会委員	日 8,400円		
めざせ世界へはばたけ 事業推進委員会委員	日 8,400円		
(仮称) 門真市立総合 体育館設計業務委託事 業者選定委員会委員	日 8,400円		
特定の資格又は高度な 知識、経験、技能若し くは技術をもって従事 する職員	日30,000円を超 えない範囲内で 市長が定める額		
備考 略			

(門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

3 門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例 (平成17年門真市

条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の候補者の選定)</p> <p>第4条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市長等は、前2項の規定による選定をしようとするときは、<u>第15条第1項に規定する選定委員会に諮問しなければならない。</u></p> <p>4 市長等は、<u>第1項及び第2項の規定により候補者を選定した後、法第244条の2第6項の議会の議決を経るまでの間において、当該候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認める事由が生じたときは、当該候補者を指定管理者に指定しないことができる。</u>この場合において、市長等は、当該選定において候補者としなかった申請団体で第1項各号に掲げる基準を満たすもの(当該基準を満たすものがいなかった場合においては、<u>第2項の規定に準じて選定したもの</u>)を候補者に選定することができる。</p> <p><u>(選定委員会の設置)</u></p>	<p>(指定管理者の候補者の選定)</p> <p>第4条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市長等は、<u>前2項の規定により候補者を選定した後、法第244条の2第6項の議会の議決を経るまでの間において、当該候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認める事由が生じたときは、当該候補者を指定管理者に指定しないことができる。</u>この場合において、市長等は、当該選定において候補者としなかった申請団体で第1項各号に掲げる基準を満たすもの(当該基準を満たすものがいなかった場合においては、<u>前項の規定に準じて選定したもの</u>)を候補者に選定することができる。</p>
<p>第15条 <u>第4条第1項及び第2項の規定による候補者を選定するために必要な</u></p>	

改正後	改正前
<p>事項を調査審議するため、次の各号に掲げる公の施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。</p> <p>(1) 市長部局が所管する公の施設 門真市指定管理者候補者選定委員会</p> <p>(2) 教育委員会が所管する公の施設 門真市教育委員会指定管理者候補者選定委員会</p> <p>2 選定委員会は、委員5人以内をもって</p>	
<p>組織する。</p> <p>3 選定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 指定予定施設の管理運営について専門的な知識を有する者</p> <p>(3) 本市の職員</p> <p>4 選定委員会の委員の任期は、委嘱又は</p>	
<p>任命の日から指定予定施設に係る候補者の選定を行うまでの間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>第16条 略</p>	<p>第15条 略</p>

別表（第1条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務
	略

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
門真市学校適正配置審議会	門真市立小学校及び中学校の規模及び配置の適正化に関する必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市教育委員会点検・評価検討委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うために必要な検討及び審議に関する事務
門真市英語教育活動事業委託事業者選定委員会	門真市英語教育活動事業に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市幼児教育振興検討委員会	幼児教育の振興と充実を図るために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	門真市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の調査及び採択に関する事務
門真市子ども英会話講座事業委託事業者選定委員会	門真市子ども英会話講座事業に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市生涯学習推進基本計画策定委員会	門真市生涯学習推進基本計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市中學生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会	門真市中學生海外派遣研修事業に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市めざせ世界へはばたけ	門真市めざせ世界へはばたけ事業を推進する

事業推進委員会	ために必要な事項についての調査審議に関する事務
(仮称) 門真市立総合体育館設計業務委託事業者選定委員会	(仮称) 門真市立総合体育館設計業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務

議案第2号

門真市立門真市民プラザ条例の一部改正の申出について

門真市立門真市民プラザ条例（平成24年門真市条例第6号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年2月22日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

門真市立門真市民プラザ内に門真市立こども発達支援センターを新たに設置するにつき、所要の改正を行うため、本案を提出するものである。

門真市立門真市民プラザ条例の一部を改正する条例

門真市立門真市民プラザ条例（平成24年門真市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p><u>第6章 その他の施設（第34条―第36条）</u></p> <p>第7章 雑則（第37条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、さまざまな分野における市民の自律的な社会教育活動等を通じ、市民力を育み、もって生涯学習の推進を図るための拠点施設としての門真市立門真市民プラザ（以下「プラザ」という。）の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（構成施設）</p> <p>第2条 プラザを構成する施設（以下「構成施設」という。）の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">構成施設の名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〃 略</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>門真市立こども発達支援センター</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第4条 門真市教育委員会（以下「委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にプラザ（門真市立図書館門真市民プラザ分館、<u>門真市立市民公益活動支援センター及び門真市立こども発達支援センター</u>を除</p>	構成施設の名称	位置	〃 略	略	<u>門真市立こども発達支援センター</u>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p><u>第6章 門真市立図書館門真市民プラザ分館及び門真市立市民公益活動支援センター（第34条・第35条）</u></p> <p>第7章 雑則（第36条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、さまざまな分野における市民の自律的な社会教育活動等を通じ、市民力を育み、もって生涯学習の推進を図るための拠点施設としての門真市立門真市民プラザ（以下「プラザ」という。）の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（構成施設）</p> <p>第2条 プラザを構成する施設（以下「構成施設」という。）の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">構成施設の名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〃 略</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </tbody> </table> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第4条 門真市教育委員会（以下「委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にプラザ（門真市立図書館門真市民プラザ分館及び門真市立市民公益活動支援センターを除く。以下「指定管理施設」という。）</p>	構成施設の名称	位置	〃 略	略	
構成施設の名称	位置										
〃 略	略										
<u>門真市立こども発達支援センター</u>											
構成施設の名称	位置										
〃 略	略										

改正後	改正前
<p>く。以下「指定管理施設」という。)の管理を行わせることができる。</p> <p>第6章 <u>その他の施設</u></p> <p>第35条 略</p> <p>(<u>門真市立こども発達支援センター</u>)</p> <p>第36条 <u>門真市立こども発達支援センターに</u></p>	<p>の管理を行わせることができる。</p> <p>第6章 <u>門真市立図書館門真市民プラザ分館及び門真市立市民公益活動支援センター</u></p> <p>第35条 略</p> <p>_____</p>
<p><u>ついては、門真市立こども発達支援センター条例（平成25年門真市条例第 号）の</u></p>	<p>_____</p>
<p><u>定めるところによる。</u></p> <p>第37条 略</p>	<p>_____</p> <p>第36条 略</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第3号

平成24年度教育費補正予算の見積り申出について

平成24年度教育費補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年2月22日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

平成24年度教育費補正予算見積書

歳入

(款)国庫支出金 (項)国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
教育費国庫補助金	千円 164,354	千円 23,591	千円 187,945	学校教育設備整備費等補助金	千円 5,000	理科教育等設備整備費補助金 小学校分追加分 3,500 中学校分追加分 1,500
				学校施設環境改善交付金	17,278	脇田小学校校舎等大規模改造事業交付金 4,111 第二中学校校舎等大規模改造事業交付金 13,167
				建築物耐震改修等補助事業費補助金	505	歴史資料館耐震診断費補助金 505
				地域の元気臨時交付金	808	地域の元気臨時交付金 808

(款)財産収入 (項)財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
物品売払収入	千円 0	千円 9,900	千円 9,900	物品売払収入	千円 9,900	不用物品売払収入 9,900

(款)繰入金 (項)基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
文化芸術振興基金繰入金	千円 63,011	千円 203	千円 63,214	文化芸術振興基金繰入金	千円 203	文化芸術振興基金繰入金追加分 203

(款)市債

(項)市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
教育債	千円	千円	千円	学校教育施設等整備事業債	千円	千円	
	907,100	52,900	960,000		16,900	第二中学校給食棟整備事業債減額分	△ 5,700
						脇田小学校校舎等大規模改造事業債	8,100
					第二中学校校舎等大規模改造事業債	14,500	
				大阪府施設整備資金貸付金	36,000	大阪府施設整備資金貸付金	36,000

歳出

(款)教育費

(項)小学校費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
学校管理費	千円	千円	千円	備品購入費	千円	千円	
	1,704,769	7,000	1,711,769		7,000	○学校施設・設備の充実 学校・園の予算配当事業	7,000
						備品購入費 理科教育等設備費追加分	7,000

(款)教育費

(項)中学校費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
学校管理費	千円	千円	千円		千円	千円	
	698,285	13,215	711,500	委託料	△ 11,846	○施策評価対象外事業	
				工事請負費	22,061	学校・園の予算配当事業	3,000
				備品購入費	3,000	備品購入費	
						理科教育等設備費追加分	3,000
						給食運営事業	△ 11,846
						委託料	
						給食調製委託料減額分	△ 11,846
						○学校施設・設備の充実	
						中学校施設整備事業	22,061
					工事請負費		
		中学校維持管理工事追加分	22,061				

(款)教育費

(項)社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
社会教育総務費	千円	千円	千円		千円	千円
	250,110	1,517	251,627	委託料	1,517	○歴史文化遺産の保存と継承
						歴史資料館運営事業
					委託料	
					歴史資料館耐震診断業務委託料	1,517

繰 越 明 許 費

款	項	事業名	金額
教育費	小学校費	理科教育等設備整備事業	千円 7,000
		五月田小学校校舎及び屋内運動場大規模改造事業	658,918
	中学校費	理科教育等設備整備事業	3,000
		第二中学校給食棟建替事業	288,857
		第二中学校校舎等改修工事	39,113
	社会教育費	歴史資料館耐震診断事業	1,517

議案第4号

平成25年度教育費当初予算の見積り申出について

平成25年度教育費当初予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年2月22日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

平成25年度 教育費当初予算見積書

歳入

単位 千円

項目	平成25年度予算見積額	平成24年度予算見積額	説明
1. 教育費負担金	2,915	2,972	・日本スポーツ振興センター負担金
2. 総務使用料	1,012	1,000	・市民文化会館レストラン等使用料
3. 教育使用料	27,406	39,606	・幼稚園使用料 ・公民館使用料 ・文化会館使用料 ・学校施設設備使用料 ・教育センター使用料 ・旧第六中学校運動広場使用料 ・行政財産目的外使用料 ・淀川公園グラウンド使用料
4. 教育費国庫補助金	45,384	48,383	・理科教育等設備整備費補助金 ・修学旅行費補助金 ・医療費補助金 ・特別支援教育就学奨励費補助金 ・幼稚園就園奨励費補助金
5. 教育費府補助金	19,517	15,017	・総合相談事業交付金 ・教育コミュニティづくり推進事業費補助金 ・市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金 ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金 ・使える英語プロジェクト事業費補助金 ・地域福祉・子育て支援交付金
6. 文化芸術振興基金繰入金	54,392	63,011	・文化芸術振興基金繰入金
7. 教育振興基金繰入金	0	10,000	・教育振興基金繰入金
8. まちづくり整備基金繰入金	43,898	321,465	・まちづくり整備基金繰入金
9. 日本スポーツ振興センター 医療費貸付金元利収入	30	30	・貸付金戻入
10. 学校給食用物資購入運転資金 貸付金元利収入	4,000	4,000	・貸付金戻入
11. 雑入	30,718	31,840	・コピー使用料 ・光熱水費等徴収金 ・雇用保険個人負担金 ・給食用廃油売却代金 ・賠償保険金 ・英会話・理科講座受講料 ・市史等販売代金 ・文化財ガイドブック販売代金 ・給食棟設備等使用料 ・電気使用状況調査モニター料 ・各種個人負担金 ・太陽光発電余剰金
12. 教育債	120,800	185,800	・五月田小、第五中大規模改造事業債 ・第二、五、七中学校給食棟整備事業債 ・公共施設整備事業債 ・大阪府施設整備資金貸付金
合計	350,072	723,124	

平成25年度 教育費当初予算見積書

歳出
款 教育費

単位 千円

項目	平成25年度予算見積額	平成24年度当初予算額	説明
1. 教育総務費	878,334	892,078	
(1) 教育委員会費	6,734	6,713	・委員会定例会等事業
(2) 事務局費	300,645	303,111	・病休等代替アルバイト配置事業 ・学校施設営繕事業 ・職員労働安全衛生事業 ・学校OA化事業
(3) 教育振興費	546,001	564,059	・教職員の健康障害防止対策事業 ・就学事業 ・教育課程事業 ・就学援助事業 ・奨学金事業 ・私立幼稚園児保護者補助事業 ・私立幼稚園就園奨励費補助事業 ・幼児教育推進事業 ・公立幼稚園運営事業 ・児童生徒支援事業 ・スクールアドバイザー配置事業 ・子ども悩み相談サポート事業 ・教職員研修事業 ・学力向上支援員加配事業 ・一貫教育推進プラン実施事業 ・情報教育推進事業 ・学力調査推進事業 ・特別支援教育推進事業 ・看護師派遣事業 ・「まなび舎Youth」事業 ・学校司書配置事業 ・研究指定校事業 ・AET派遣事業 ・「使える英語」プロジェクト
(4) 人権教育推進費	9,111	9,150	・人権教育推進支援事業
(5) 教育センター費	15,843	9,045	・適応指導教室運営事業 ・教職員研修事業 ・教育課程研究活動事業

2. 小学校費	958,129	1,022,677	
(1) 学校管理費	958,129	1,022,677	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・園の予算配当事業 ・学校施設営繕事業 ・学校災害給付事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業 ・給食運営事業 ・給食調理事業 ・学校安全推進事業 ・学校保健事業 ・健康診断事業 ・小学校施設整備事業 ・小学校運動場芝生化事業
3. 中学校費	560,516	607,943	
(1) 学校管理費	496,452	542,364	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・園の予算配当事業 ・学校施設営繕事業 ・学校災害給付事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業 ・給食運営事業 ・給食調理事業 ・学校保健事業 ・健康診断事業 ・中学校施設整備事業
(2) 学校建設費	64,064	65,579	・中学校施設整備事業
4. 幼稚園費	160,189	149,171	
(1) 幼稚園管理費	160,189	149,171	<ul style="list-style-type: none"> ・病休等代替アルバイト配置事業 ・学校・園の予算配当事業 ・学校施設営繕事業 ・学校災害給付事業 ・学校保健事業 ・健康診断事業
小 計	2,557,168	2,671,869	

平成25年度 教育費当初予算見積書

歳 出

単位 千円

款 総務費

項 目	平成25年度予算見積額	平成24年度予算見積額	説 明
5. 総務管理費	160,926	181,787	
(1) 文化芸術振興費	160,926	181,787	・国際交流推進事業 ・文化芸術振興事業 ・市民文化会館及び 市民交流会館運営事業
小 計	160,926	181,787	

款 教育費

項 目	平成25年度予算見積額	平成24年度予算見積額	説 明
6. 社会教育費	618,254	593,193	
(1) 社会教育総務費	242,952	231,766	・識字・日本語教室実施事業 ・生涯学習推進計画策定事業 ・文化施設予約システム運用事業 ・文化祭事業 ・音楽と活気あふれるまちづくり推進事業 ・地域伝統文化まつり事業 ・歴史資料館運営事業 ・歴史遺産整備事業
(2) 青少年費	64,954	152,333	・子どもの安全見守り事業 ・学校支援地域本部事業 ・家庭教育支援（つながるハート）事業 ・青少年健全育成事業 ・青少年社会環境整備事業 ・青少年活動センター運営事業 ・成人祭事業 ・青少年の主張事業 ・「まなび舎Kids」事業 ・「かどま土曜自学自習室サタスタ」事業 ・めざせ世界へはばたけ事業 ・子ども英会話・理科講座運営事業
(3) 社会教育施設費	19,988	13,295	・市立文化会館運営事業
(4) 公民館費	13,650	12,302	・公民館運営事業
(5) 図書館費	127,658	128,196	・図書館運営事業 ・図書館市民プラザ分館運営事業 ・読み聞かせ事業 ・ブックスタート事業
(6) 市民プラザ費	149,052	0	・生涯学習センター運営事業 ・市民プラザ運営事業
△生涯学習センター費	0	55,301	

7. 保健体育費	347,676	699,241	
(1) 保健体育総務費	267,924	276,188	<ul style="list-style-type: none"> ・給食運営事業 ・学校保健事業 ・健康診断事業 ・スポーツ推進委員育成事業 ・スポーツ団体育成事業 ・校区体育祭補助事業 ・学校体育施設開放事業 ・なみはやドームプール補助事業
(2) 体育施設費	79,431	346,353	<ul style="list-style-type: none"> ・旧第六中学校運動広場運営管理事業 ・旧北小学校体育館・運動広場運営管理事業 ・淀川河川敷河川公園グラウンド開放事業 ・テニスコート・青少年運動広場運営管理事業 ・市立運動広場運営管理事業 ・スポーツ施設予約システム運用事業
(3) 市民プラザ費	321	0	<ul style="list-style-type: none"> ・市民プラザ体育館・グラウンド運営管理事業
△生涯学習センター費	0	76,700	
小計	965,930	1,292,434	
合計	3,684,024	4,146,090	

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
口座振替収納業務委託	平成26年度 }	千円 216
小中学校・幼稚園施設等警備業務委託	平成27年度 平成25年度 }	571,038
文化施設予約システム業務委託（2）	平成30年度 平成26年度 }	196
海外派遣研修業務委託（2）	平成27年度 平成25年度 }	4,172
学校給食調理業務委託（14）	平成26年度 平成25年度 }	170,295
（仮称）市立総合体育館基本設計・実施設計業務委託	平成28年度 平成26年度	39,021

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
 または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国府 支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
小学校空調設備整備事業	175,676	平成17年度 ～ 平成24年度	62,160	平成25年度 ～ 平成29年度	38,850	—	—	—	38,850
中学校空調設備整備事業	105,628	平成17年度 ～ 平成24年度	32,760	平成25年度 ～ 平成29年度	20,475	—	—	—	20,475
中学校空調設備整備事業 (2)	418,128	平成18年度 ～ 平成24年度	163,905	平成25年度 ～ 平成30年度	140,490	—	—	—	140,490
小学校空調設備整備事業 (2)	807,822	平成19年度 ～ 平成24年度	249,576	平成25年度 ～ 平成31年度	291,172	—	—	—	291,172
門真市民プラザ空調設備 整備事業	143,000	平成19年度 ～ 平成24年度	44,158	平成24年度 ～ 平成31年度	51,518	—	—	—	51,518
市民文化会館等指定管理 委託	610,000	平成21年度 ～ 平成24年度	488,000	平成25年度	122,000	—	—	—	122,000
(仮称) 門真市立統合 中学校整備PFI事業	3,404,400	平成21年度 ～ 平成24年度	1,514,148	平成25年度 ～ 平成38年度	1,147,912	—	—	—	1,147,912
図書館システム業務委託 (2)	54,899	平成23年度 ～ 平成24年度	12,424	平成25年度 ～ 平成27年度	18,118	—	—	—	18,118
スポーツ施設予約システ ム業務委託	32,661	平成23年度 ～ 平成24年度	5,794	平成25年度 ～ 平成27年度	8,691	—	—	—	8,691
学校給食調理業務委託 (11)	169,053	平成22年度 ～ 平成24年度	86,800	平成25年度	43,400	—	—	—	43,400
学校給食調理業務委託 (12)	339,774	平成23年度 ～ 平成24年度	96,598	平成25年度 ～ 平成26年度	193,196	—	—	—	193,196
文化施設予約システム 業務委託	1,512	平成24年度	378	平成25年度 ～ 平成27年度	1,134	—	—	—	1,134
体育施設指定管理委託 (2)	13,124	平成23年度 ～ 平成24年度	4,550	平成25年度 ～ 平成26年度	8,574	—	—	—	8,574
生涯学習推進基本計画 策定業務委託	10,112	平成24年度	2,780	平成25年度	2,732	—	—	—	2,732

事 項	限度額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国府 支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
海外派遣研修業務委託	4,254	—	—	平成25年度	4,254	4,254	—	—	—
青少年活動センター空調 設備整備事業	18,525	平成24年度	—	平成25年度 ） 平成37年度	18,525	—	—	—	18,525
学校給食調理業務委託 (13)	168,480	平成24年度	—	平成25年度 ） 平成27年度	168,480	—	—	—	168,480
旧第一中学校撤去工事	99,857	—	—	平成25年度	84,878	—	—	84,878	—
英語教育活動業務委託	28,000	平成24年度	—	平成25年度	28,000	—	—	—	28,000
市民プラザ指定管理委託	177,763	平成24年度	—	平成25年度 ） 平成27年度	177,763	—	—	—	177,763
口座振替収納業務委託	216	—	—	平成26年度 ） 平成27年度	216	—	—	—	216
小中学校・幼稚園施設等 警備業務委託	571,038	—	—	平成25年度 ） 平成30年度	571,038	—	—	—	571,038
文化施設予約システム 業務委託（2）	196	—	—	平成26年度 ） 平成27年度	196	—	—	—	196
海外派遣研修業務委託 (2)	4,172	—	—	平成25年度 ） 平成26年度	4,172	—	—	—	4,172
学校給食調理業務委託 (14)	170,295	—	—	平成25年度 ） 平成28年度	170,295	—	—	—	170,295
（仮称）市立総合体育館 基本設計・実施設計業務 委託	39,021	—	—	平成26年度	39,021	—	—	39,020	1

地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還方法
公共施設整備	千円 54,600	普通貸借は 又証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政 府 地方公共団体 金融機構 大 阪 府 銀 行 そ の 他	5年以内据置かつ30年以 内に半年賦及び年賦元利 均等又は半年賦及び年賦 元金均等の方法で償還す る。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換え することができる。
学校教育施設等整備	千円 58,400				
学校教育施設等整備 (大阪府施設整備資金貸付分)	7,800				
計	120,800				

諸 報 告

番 号	報 告 事 項	報 告 者
1	平成25年度当初教職員数の見通し等について	中野学校教育部総括参事
2	新体育館・生涯学習複合施設建設に関するパブリックコメントの結果報告について	脊戸地域教育文化課長